



島根県報

平成18年 4 月 4 日 (火)
号外第 80 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	(経 営 支 援 課)	1
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	1
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	(")	1
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(")	2
島根県環境資金融資要綱の一部改正	(")	2

告 示

島根県告示第483号

島根県企業立地促進資金融資要綱(平成 3 年島根県告示第718号)の一部を次のように改正する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 1 号中「信用漁業協同組合連合会」を「漁業協同組合」Fしまね」に改める。

第 5 条第 7 号中「年1.15パーセント」を「年0.5パーセント以上2.2パーセント以下」に改める。

附 則

- この告示は、平成18年 4 月 4 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 7 号の規定は、平成18年 4 月 4 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第484号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱(平成 3 年島根県告示第719号)の一部を次のように改正する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 1 号中「信用漁業協同組合連合会」を「漁業協同組合」Fしまね」に改める。

第 5 条第 7 号ア中「年1.15パーセント」を「年0.5パーセント以上2.2パーセント以下」に改め、同号イ中「年1.0パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改める。

附 則

- この告示は、平成18年 4 月 4 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 7 号の規定は、平成18年 4 月 4 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第485号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2号中「信用漁業協同組合連合会」を「漁業協同組合」Fしまね」に改める。

第6条第7号中「年1.15パーセント」を「年0.5パーセント以上2.2パーセント以下」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月4日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱第6条第7号の規定は、平成18年4月4日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第486号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1号中「信用漁業協同組合連合会」を「漁業協同組合」Fしまね」に改める。

第6条第7号中「年1.15パーセント」を「年0.5パーセント以上2.2パーセント以下」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月4日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第7号の規定は、平成18年4月4日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第487号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1号中「（朝銀島根信用組合を除く。）」を削り、「島根県信用漁業協同組合連合会」を「漁業協同組合」Fしまね」に改める。

第6条第8号中「年0.8パーセント」を「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月4日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第6条第8号の規定は、平成18年4月4日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。